

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年 4月1日	令和8年 4月15日	市民の声 処理票 (25-02598) 文書の送付について 公職者への連絡について 公文書公開請求に係る公開決定等について (令和7年12月9日【整理番号】7-1733)	部分公開	1	政策企画室	広聴担当
令和8年 4月1日	令和8年 4月15日	<p>政策企画室の不存在決定(令和8年3月30日付大政第e-168号)の不存在理由は次のとおりとなっています。</p> <p>請求人が示すA,B,Cはいずれも適切に対応したものであり、そもそも請求人が指摘する矛盾が生じているものとは認識していないため、「政策企画室が『属性のみで判断していない』と説明するに至った根拠文書」、「25-02598の記載内容が政策企画室の説明と矛盾しないと判断した理由を示す文書」及び「矛盾を解消するための内部検討資料、照会文書、決裁文書、事務連絡等」について記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>この不存在理由に記載されている内容は、3月14日の公開請求を受けて判断したものです。そして (1)「矛盾が生じていないと認識した」と明言している以上、その判断に至る過程(検討・確認・照合)は必ず存在するはずである。 (2)上記(1)同様、「適切に対応した」と明言している以上、その判断に至る過程(検討・確認・照合)は必ず存在するはずである。 (3)不存在決定は、請求を受けてから行われた行政判断であり、判断過程を裏付ける文書が一切存在しないというのは不自然である。 したがって、以下の文書の公開を求めます。</p> <p>3.「そもそも請求人が指摘する矛盾が生じているものとは認識していない」について、矛盾ではないと判断する根拠が分かる一切の文書 3.については、3月14日付公開請求を受けて、不存在決定とする判断の過程において、矛盾ではないということを確認しているはずであり、文書が存在しないはずはありません。</p> <p>適切に特定し、公開してください。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和8年 4月14日	令和8年 4月28日	<p>市政改革室の不存在決定(令和8年3月18日付大市第48号)の不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>市民の声「25-02598」について、政策企画室広聴担当より「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応する」旨の通知があり、これを受けて、当室においても同一メールアドレスからの市民の声「25-03375」に関する申出内容は在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断したものであるが、「在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であることをどのように判断したのか分かる文書」については、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここには「政策企画室広聴担当より「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は『要望等記録制度』に則り公職者として対応する」旨の通知があり」と明記されています。</p> <p>しかし、政策企画室の不存在決定(令和8年4月13日付大政第e-5号)には次のとおり記載されています。 「政策企画室から市政改革室に対して行われた、『申出人が元本市職員である』旨の連絡の法的根拠・権限・手続が分かる文書」について、政策企画室から市政改革室に当該連絡をしていない ここでは「政策企画室から市政改革室に当該連絡をしていない」となっています。</p> <p>両者の説明は相互に矛盾しており、どちらかが明白に嘘をついています。 これをはっきりさせるために、次の文書の公開を請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件番号25-02598及び25-03375について、市政改革室に伝達した内容が分かる一切の文書 <p>なお、案件番号25-02598について、政策企画室が市民局及び全区役所に伝達した文書には、市政改革室が示した「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応する」との内容が記載されていたことを申し添えます。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和8年 4月28日	令和8年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の送付について ・公職者への連絡について ・市民の声 処理票 (25-02598) ・公文書公開請求に係る公開決定等について (令和7年12月9日【整理番号】7-1733) 	部分公開	1	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年 4月28日	令和8年 5月12日	<p>2026年3月24日に行った公開請求のうち、</p> <p>3. 令和8年3月2日付公開決定(大政第e-141号)において「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」を特定した根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>とした請求対象文書として、政策企画室の部分公開決定において、 公文書公開請求に係る公開決定等について(令和8年2月14日【整理番号】7-2078) が特定されています。 公開された文書には、「広聴ガイドラインを特定した根拠」については、令和8年3月2日付決裁文書「公文書公開請求にかかる公開決定等について」の「案の1」に次のように記載されています。</p> <p>2 請求に対する考え方及び決定について 市民の声入力フォームで受け付けた25-10132の申出について、何を根拠に取り扱われているのかが分かる文書として、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」に記載があることから、政策企画室市民情報部広聴担当で保管している1件を該当文書として特定する。 ●市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)</p> <p>ここでは「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」に記載がある」と記載されています。 しかし、公開された文書には、 ・ガイドラインのどの部分を根拠としたのか ・どのような照合・検討を行って根拠と判断したのか が一切記載されていません。 行政が「ガイドラインに記載がある」と判断した以上、その判断に至る過程(照合・検討・確認)を裏付ける文書が必ず存在するはずですが、 したがって、以下の文書の公開を求めます。 1. 「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」のうち、25-10132の申出を取り扱う根拠として該当すると判断した箇所を示した文書 (該当箇所の特定作業を行った記録、照合資料、内部メモ等を含む) 2. 上記の根拠箇所をもって「25-10132の申出を取り扱った根拠である」と判断した理由が分かる文書 (判断過程、検討資料、意思決定文書等)</p> <p>なお、請求対象文書が存在しない場合、令和8年3月2日付決裁文書において「ガイドラインに記載があることから特定した」と記載されていることと明白に矛盾します。ガイドラインのどの記載を根拠としたのかを特定する作業が行われていないのであれば、決裁文書の記載の根拠が存在しないことになります。</p> <p>したがって、文書が存在しない場合には、「なぜ根拠箇所の特定作業が行われなかったのか」を明示した不存理由を示す必要があります。</p> <p>なお、城東区から公開された25-10132の「市民の声処理票」には次の記載があります。</p> <p>公職者からのご意見のため、市民の声の所管部署である政策企画室へ確認した所、公職者の知見からのご意見とは言い切れないが、ガイドラインのP3.4-(1)-ウただし書きに該当するため、情報提供として受け取る旨確認。 政策企画室へ情報提供を行う。</p> <p>政策企画室が城東区にこのような対応を行っている以上、25-10132の申出がどのようにガイドラインのP3.4-(1)-ウただし書きに該当するのかが記載された文書が存在しないはずはありません。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和8年 4月29日	令和8年 5月13日	「市民の声」の送付について(令和8年4月21日付 大政第31号)	部分公開	1	政策企画室	広聴担当